

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う省令・告示（案）に関する意見公募  
手続の結果について

令和 3 年 7 月 3 0 日  
中小企業庁事業環境部企画課

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う省令・告示（案）」について、令和3年6月22日から同年7月21日まで意見公募手続を実施した結果、16件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する中小企業庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。なお、パブリックコメントに付した後、条文案にインデント等の形式的な修正を施しております。

今後とも、中小企業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う省令・告示(案)に関するパブリックコメント  
に寄せられたご意見と経済産業省の考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容について主務大臣に報告できる主体を「商工会等」とするのは、商工会は不適切な業務をしない、他の認定支援機関のお目付け役の立場であると、中小企業に誤解を与えかねない。経済産業省としてどのように考えているのか。</p>	<p>中小企業等の経営強化に関する基本方針の第5の3の一の二に「商工会」と記載しているのは、例示となります。中小企業・小規模事業者に対する経営革新等支援業務の適正性を確保するために設置されている、報告窓口においては、商工会以外の認定経営革新等支援機関や中小企業等国に報告することが可能であるため、商工会にだけ特別な立場を与えるものではありません。</p>
<p>商工会の監督権が国でなく都道府県にあるというのであれば、国作成の基本方針に例示しない方が良いのではないかと。</p>	<p>本基本方針第5の3の一の二に「商工会」と記載しているのは、例示であり、監督権の有無とは無関係です。中小企業・小規模事業者に対する経営革新等支援業務の適正性を確保するために設置されている、報告窓口を通じて、認定経営革新等支援機関や中小企業等は、国に報告することが可能です。</p>
<p>認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容について、信金などの認定経営革新等支援機関も主務大臣に報告できるのか？</p>	<p>「中小企業等経営強化法」に基づく認定経営革新等支援機関による中小企業・小規模事業者に対する経営革新等支援業務の適正性を確保するため、報告窓口を設置しています。信用金庫などの認定経営革新等支援機関もその窓口を通じて国に報告することが可能です。</p>
<p>基本方針に対して、認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容に関して報告する主体とされている「商工会等」の考え方を示す定義規定がないが、具体的にどのような範囲を指すのか。</p>	<p>基本方針において、「商工会等」に具体的な定義規定はありませんが、商工会は例示であり、「等」は商工会以外の認定経営革新等支援機関や中小企業等を指します。</p>
<p>「商工会等」という表現については範囲や考え方を明確にするか表現自体を再考した方が良いのではないかと。「商工会その他の事業者団体」とした方が明確ではないかと。あるいは、認定経営革新等支援機関制度の発足以前から業として経営支援を行っている存在を指すのであれば、商工会よりも中小企業診断士の方が例示として適切ではないかと。</p>	<p>認定経営革新等支援機関や中小企業等、経営革新等支援業務の内容について報告できる主体としては、様々な者を想定しており、具体的な範囲は規定していません。報告主体として想定される全ての者を掲げることは煩雑かつ必ずしも必要でないと考え、中小企業等の代表的な支援機関である商工会を一つの例として示しています。</p>
<p>商工会・商工会連合会・商工会議所など、認定経営革新等支援機関が不適切な業務を行っていた場合は、どのように対処するのか？</p>	<p>「認定経営革新等支援機関の監督の基本的な指針」(平成30年公表)に基づいて、 ①商工会・商工会連合会・商工会議所などの認定支援機関が行う経営革新等支援業務の運営に関し問題があると認められる場合においては、経営革新等支援業務の実施状況を十分に把握するため、</p>
<p>商工会・商工会連合会・商工会議所のガバナンス・コンプライアンス体制をしっかりとさせるべきではないかと。</p>	<p>又は、 ②認定経営革新等支援機関が中小企業等経営強化法第36条第1号若しくは第3号の要件に該当するおそれがある場合においては、当該要件に該当するかどうかを把握するため</p>
<p>補助金の水増し請求や時短営業協力金での不適切な代行行為を行った認定経営革新等支援機関がいるが、新たな基本方針のもとではこのような行為を行う組織が認定されることのないようにできないか？</p>	<p>に、同法第71条第4項に基づき、認定経営革新等支援機関に、事実認識、問題の発生原因分析その他必要と認められる事項について、書面で報告を</p>

<p>新しい基本方針は認定経営革新支援機関にもっと厳しく監督指導できるように書き直すべきです。補助金や給付金の不正受給なんて論外！ただちに認定を取り消せるようにしてください。</p>	<p>求める等の対応を行うことになっています。</p> <p>また、主務大臣は、基本方針に照らし認定経営革新等支援機関の経営革新支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、同法第35条に基づき、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。</p>
<p>どんなに頑張っても不祥事は起きるから仕方がないけど、起きたときの対処で差がつく。せめて、認定経営革新支援機関に不祥事起きたときはこうすべき、と決めたらどうか？</p>	
<p>金融及び企業の財務に関する専門的な知識がまったくない商工会議所も認定支援機関になっています。ちゃんと能力と実態を調べてから認定してください。能力がない、何の利権があるのかマル経融資しか紹介しない、そんなところに相談に行くのは時間の無駄ですし、コロナで焦っている中で彼らの口車に乗って借り換え・メインバンクとの関係断絶という被害者も出てしまったかもしれません。</p> <p>ちゃんと審査して認定して、おかしなところは指導して認定を取り消すといった対応ができるようにしてください。</p>	
<p>認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項として、国や地方公共団体からの補助金を受けて業務を実施する場合の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の順守や政治的中立の徹底を入れるべきではないか？</p>	<p>国、地方公共団体から補助金を受けている場合、当該補助金の交付規程等で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の遵守等が規定されていることから、基本方針で改めて規定する必要は無いと考えています。</p> <p>また、政治的中立性については、例えば商工会法第6条第3項及び商工会議所法第4条第3項において、商工会及び商工会議所について「特定の政党のために利用してはならない」旨規定されている等、各支援機関において適切な配慮がなされているものと考えています。</p>
<p>基本方針第5「経営革新及び経営力向上の支援体制の整備」は、認定経営革新等支援機関の要件等を規定していると考えますが、これらの要件を満たさなくなった、あるいは反した活動をしている認定経営革新等支援機関については、認定を取り消すことになるのか。認定取消にまでは至らなくても監督指針にあるように中小企業経営強化法に基づく報告徴収や業務改善命令を行い得るか？</p>	<p>中小企業等の経営強化に関する基本方針第5の要件を満たさなくなった、あるいは反した活動をしている疑いのある認定経営革新等支援機関が確認された場合は、認定経営革新等支援機関の監督の基本的な指針に則り、報告徴収、改善命令、認定取消等を行うこととなります。</p>
<p>監督指針も今回の法改正を踏まえて改正したほうが良いのではないかと。改正をしないと、旧法下の規程として効力を失ってしまうのではないかと？</p>	<p>監督指針はその効力を失うことはありません。なお、監督指針においても法改正に伴う条項ズレの改正は行う予定です。</p>

<p>認定経営革新等支援機関が不適切な業務を行っていたと疑われる事案について報告徴収要件にも当てはまらないのであれば監督指針は不十分なのではないか。新型コロナウイルス感染症対策の一時支援金で事前確認業務を行う等、認定経営革新等支援機関に注目が集まる中、その業務の適正性を維持するため、監督指針に記載された内容と同じことを中小企業等の経営強化に関する基本方針を追加記述し、法的な位置づけを明確にすべきではないか。補助金の不正受給や、事実と異なる実績報告等を行っていた認定経営革新等支援機関に一時支援金の事前確認業務を行わせていたのは不適切ではないのか？</p>	<p>監督指針及び一時支援金の事前確認業務に関しては、今回の意見公募の対象ではないため、回答は差し控えます。また、監督指針に基づく報告徴収は過去に実施の例があり、指針は適切に運用されていることから、現時点において、中小企業等の経営強化に関する基本方針に監督指針の内容を追加記載することは考えていませんが、引き続き基本方針に加えて監督指針についても着実に運用していきます。</p>
<p>「国は、認定経営革新等支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。」とありますが、なぜ「任意の調査」なのでしょう？</p>	<p>支援業務の実施状況や成果についての調査は、政策評価の観点から行うものであるため、これに応じる事は、認定経営革新等支援機関の義務でなく「任意の調査」としています。</p> <p>なお、国は、経営革新等支援業務の運営に関し問題があると認められる場合等において、中小企業等経営強化法に基づき、認定経営革新等支援機関に対して、事実認識、問題の発生原因分析その他必要と認められる事項について、書面で報告を求めること、改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること、それらの結果、場合によっては認定を取り消すこと等、適切な対応を取ることとされています。</p>
<p>中小企業等の経営強化に関する基本方針(案) 第5-3 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項の二に以下2点の追記を検討されたい。</p> <p>1 補助金以外の施策についても活用支援した中小企業のフォローアップを行わせるべきである。</p> <p>2 補助金を主たる財源として活動する認定経営革新等支援機関については、当該補助金の対象事業として行った経営支援先中小企業についてもフォローアップすべきである。また、国は商工会・商工会議所などへの公金支出の費用対効果を分析し、効果が低いようであれば公金支出額を削減し、当該削減分を他の有能な支援機関に振り分けるべきである。</p>	<p>1 本基本方針第5の3の二のイの前段において、「認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業等に対するフォローアップを実施すること」と記載しており、認定経営革新等支援機関は補助金を含め、それ以外の施策に係る経営革新等支援業務を実施した場合にもフォローアップの実施を行うこととしているため、追記の必要はないと考えています。</p> <p>2 補助金を財源として支援を実施する認定経営革新等支援機関の果たすべき責務については、当該補助金の交付規程等で規定されることが適切であり、本基本方針で規定する必要は無いと考えています。商工会・商工会議所への支出における費用対効果の分析・支出金の振り分けについては、今回の意見公募の対象でないため、回答は差し控えます。</p> <p>いずれにしても、今後の認定経営革新等支援機関の監督等に際して参考とさせていただきます。</p>
<p>今回の中小企業等の経営強化に関する基本方針案は、計画認定要件を記載している側面が強く、「経営革新又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析」を行うのであれば、経営革新等支援業務に含まれる点が明確でない。</p>	<p>中小企業等の経営強化に関する基本方針は、中小企業等経営強化法第3条に基づき、認定経営革新等支援機関の業務内容や実施体制などの基本的な内容を規定しているものですが、具体的な認定基準における支援実績の対象については、今回の意見公募の対象ではないため回答は差し控えます。</p>

<p>例えば、同じく改正された産業競争力強化法に基づくエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の申請にあたって、炭素生産性の測定とシミュレーションを中小企業診断士をはじめとする認定経営革新等支援機関に相談することもあると思う。</p> <p>「経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析」も行った上で、炭素生産性の測定とシミュレーションを行うことも、経営革新等支援業務に含まれ、認定経営革新等支援機関の業務実績と認めていただけないか。</p>	
<p>最賃引き上げ反対論者である商工会議所は経営革新に関与させないほうが良いのではないかと思うがいかがか？</p> <p>また、「給与支給総額の算出については、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか」とあるが、役員報酬は除外すべきではないか。特に、ワンマン経営の中小企業の場合、従業員給与は最賃水準に据え置きながら、役員報酬だけ上げるところも珍しくない。今の算出方法ではこのような企業も評価されてしまう。</p>	<p>本基本方針に記載する経営革新とは、中小企業等経営強化法で定義されているとおり、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」をいいます。</p> <p>本基本方針では、経営革新の促進に当たって配慮すべき事項として外部専門家の活用を定め、「必要に応じて認定経営革新等支援機関その他の外部の専門家の知見を活用する」旨を規定しております。経営革新等支援機関認定制度は、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う体制を整備するものです。ご指摘の団体を含め、法令上の要件を満たし認定を受けた者であれば、中小企業に対して経営革新を含む支援事業を行うことは適当であると考えます。</p> <p>また、本基本方針では、経営革新のための支援を行う際の判断基準として経営指標を定めています。経営の相当程度の向上が図られることを客観的に判断する観点から、経営指標として、付加価値額と、役員に支払う給料を含む給与支給総額を用いることは適当であると考えます。</p>
<p>中小企業等の経営強化に関する基本方針案第1の2の四に「商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の支援機関」とあるが、あえて例示する理由と必要性を明らかにしてもらいたい。</p> <p>これら3団体が行っているとされる相談窓口事業・経営指導事業は、主に都道府県からの財政援助で成り立っており、すでに都道府県が例示されていることから、あえてこの3法人を追加列記する必要性は乏しい。また、中小企業支援法に基づく指定を受けた中小企業支援センターや登録中小企業診断士を例示せずに、法的根拠の乏しい3法人を例示するのは整理学としてもおかしいのではないか。</p> <p>法的根拠から言えば、「中小企業支援法に基づく中小企業支援センター、中小企業診断士等の支援機関」とした方が適切ではないか。</p>	<p>全国各地の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会は、経営に関する相談・指導等の支援を実施している代表的な支援機関であるため、中小企業等の経営強化に関する基本方針案の第1の2の四においても例示を行っているところです。</p> <p>また、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会は、御指摘のとおり都道府県からの財政援助を受けているものの、都道府県に属する組織ではないため、都道府県と併記しています。</p> <p>一方、①都道府県等中小企業支援センターは、都道府県に属する組織もあるため、本基本方針案の第1の2の四の「都道府県」に含まれることもあること、②本基本方針案の第1の2の四の「商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の支援機関」に中小企業支援法第11条第1項の規定により登録された「中小企業の経営の診断の業務に従事する者」（中小企業診断士）が所属している場合もあることを踏まえ、法律上の用語との平仄や文言の簡素化を図る観点から、都道府県等中小企業支援センター及び中小企業診断士については例示を行っていないところです。</p>
<p>様式第4（認定経営力向上計画に係る事業の承継報告書）、様式第5（認定経営力向上計画に係る事業の承継及び事業承継等事前調査報告書）に、法人番号の</p>	<p>御意見をいただいた各様式においては、事業者の所在地及び代表者の氏名を記載することとしているため、事業者の一意な特定が確実にできること、また、記載事項を必要最小限とし、申請及び審査を効率化すべきこと</p>

<p>記載が無く、また認定関係の識別番号等も無いが、それでは事業者の一意な特定が確実に行えないので、法人番号又は何らかの識別番号の記載欄を設けられたい。</p> <p>なお、様式第1と様式第2（経営力向上計画に係る認定申請書）についても、書面1枚目に法人番号等の識別のための番号を記載させるのが良いのではないかと考える。</p> <p>振興事業計画に係る承認申請書にも法人番号の記載を行わせる事を求める。</p>	<p>から、法人番号その他の識別のための番号の記載を追加で求めることは不要と考えています。</p>
--	---